

平成20年度男女共同参画審議会第1回会議録

- 1 日時 平成20年10月6日(月) 午前10時～12時
- 2 場所 向日市役所 第6会議室
- 3 出席者 竹井委員・大束委員・伊澤委員・工藤委員・仲島委員・松本委員・森田委員
上田市民生活部長・河合市民生活部次長(男女共同参画担当)・物部市民参画課長・萬治市民参画課主査 計11人
(欠席:築山委員)
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題 (1) 向日市男女共同参画審議会の会議の公開に関する要綱の制定について
(2) 平成19年度男女共同参画プランの進捗状況報告について

議事(要約)

- 1 開会
- 2 あいさつ(副市長)
- 3 辞令交付
- 4 委員紹介・事務局紹介
- 5 議題
(1) 向日市男女共同参画審議会の会議の公開に関する要綱の制定について

～事務局説明(萬治)～

本市では、本年4月に市長から各種審議会を原則公開とする指針(向日市審議会等の会議の公開に関する指針)が出された。この指針においては、公開するか否かについて当審議会等が決定するものとするとなっていることから、当指針の趣旨を踏まえ、今回要綱を定めようとするものである。

本審議会においては、平成18年10月に「向日市男女共同参画審議会の申し合わせ事項」「男女共同参画審議会傍聴要領」を定めていることから「向日市男女共同参画審議会の申し合わせ事項」の内容を「向日市男女共同参画審議会の会議の公開に関する要綱」として定めようとするものである。

本審議会では、複数の議案を審議することがあることから、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報を含む事項について審議するなど、非公開とすべき議案があった場合、会議全体を非公開とするのではなく、その議案だけ、すなわち会議の一部を非公開とする旨を、第2条で規定をしている。

第3条には、非公開の方法として、審議会の長が傍聴希望者を入室させるかどうかを決定することにより行うこととしている。これは、「向日市男女共同参画審議会の申し合わせ事項」第2条1項に定めがあったものである。

第4条には、傍聴者の入場の条件として、傍聴要領に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き傍聴することができることとしている。

第5条では傍聴者の定員は10名とし、会場の都合により増減することができることとしている。これは「男女共同参画審議会傍聴要領」第2条第2項に定めがあったものを要綱で規定するものである。

第6条では、傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定めることとしている。

第7条では、審議会の開催に関する情報を事前に市民に周知するよう定めている。これは「向日市男女共同参画審議会の申し合わせ事項」第3条に定めがあったものである。

第8条では、傍聴者の資料について原則会議資料と同様のものを閲覧することができることとしている。これは、今まで規定がなかったものを新たに定めるものである。

第9条では、会議を公開した場合は、その要旨をまとめた会議録を市民が閲覧することができるように努めることとしている。これは「向日市男女共同参画審議会の申し合わせ事項」第4条に定めがあったものである。

なお施行期日は、本日10月6日といたく考えている。

～質疑～

(委員) 要綱(案)第5条に「傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる」という規定があるが、これと同じ内容が傍聴要領の第2条第2項にある。文書上同じ内容の文言があるのは、問題ないのか。

(会長) 要綱は原則を規定し、要領はある程度融通がきくものと考えたらよいか。

(委員) 要領は、今まであったものを残すということによいか。

(事務局) そうです。

(会長) 要領はもっと簡潔なものにしてもよいのではないのか。

(部長) 要綱に規定があるものは、重複して要領に入れる必要はないため、要領についてはもっと整理する必要がある。

(会長) 要領の定員に関する部分は、削除してもよいのではないのか。要領の2の(2)、(3)は削除してもよいのか。

(委員) 定員は10名であるが、会場の都合により増減することができるかとある。

(会長) 傍聴人が10名を超えて著しく多い場合の手続きについては、要領に入れる方がよいのではないのか。

(部長) 会場の都合により、定員を10名より少なくするという場合も考えられる。

(会長) 抽選をする場合の手続きについては、要綱、要領のどちらに入れたらよいのか。

(課長) やはり、要領の方に書き込みをしていただきたい。

要領の2の(2)を削除し、(3)を(2)として、傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定すると規定していただきたい。

(委員) 要綱で定員10名と規定があるにも関わらず、要領で定員が10名を超える場合の手続きを定めるのは、おかしいのではないのか。

(会長) 要綱には、定員について会場の都合により増減することができるかとある。定員が10名を超える場合もあれば、8名という場合もあるので、そのことを想定しておく必要がある。

(委員) 定員というよりも、傍聴者多数の場合は抽選とするのがいいのではないのか。

- (会長) 会場の都合により定員を増減するというのは、傍聴者多数の場合に抽選するというのをしているのではないのか。
- (委員) 定員を10名と定めているにも関わらず、会場の都合により増減するというのは、広い会場を使用する場合には、定員を規定する意味がなくなるのではないのか。会場が狭い場合に定員を10名より減らすという意味ではないのか。
- (委員) 定員を10名とする趣旨であるが、通常は傍聴者が10名程度入る会場で開催するという前提で規定するのであれば、問題はないが、そうではなく、広い会場、狭い会場と場所が毎回変わるようであれば、10名という定員を決める意味がなくなると考えられる。その点はどうか。
- 十中八九、10名ほどの定員の会場となるという前提であれば、定員を10名とするのであるとか、おおむね10名とするという規定の仕方になると思うがどうか。
- (課長) 会場は、市役所の大会議室を想定していることから、定員は10名とさせていただきたい。
- (委員) 傍聴に何百人も来られると、審議がしにくくなる。会場が広くても、10名という定員が妥当ではないか。
- (会長) この審議会は、委員の数が少ないため、傍聴に定員を設けるのは、委員のためともいえる。
- (委員) 大変拮抗する議題を検討する委員会であると、多くの傍聴者があるという場合もある。
- (会長) 会場の広さの問題と、審議会の運営上の問題の両方の観点からは、10名という定員は妥当であると考えられるが、定員が10名を超えるときには抽選としているのは、傍聴希望が11名あった場合のことを考えて規定しているのか。
- (課長) そのとおりである。
- (会長) そうであると、10名の定員をこえてこられた傍聴希望者を何名まで許容するのか、その線引きが難しい。
- (委員) おおむね10名とすればよいのではないのか。
- (会長) では、多数の場合は抽選という言葉は、要綱、要領のどちらに入れたらよいのか。
- (委員) 要綱には10名と規定するのみにとどめ、それを受けて要領で規定すべきである。
- (会長) 要領の方で細かく規定するということが。
- (委員) 他の審議会等はどのような規定の仕方をしているのか。
- (課長) 他の審議会では、同じような規定の仕方をした要綱、要領がそのまま運用されているという状況である。当審議会のように、センシティブな議題を扱う会議ばかりではなかったという状況があったのではないのか。
- (会長) 他の審議会で定員が10名をこえてこられたということはあるのか。
- (課長) 保育料の関係の協議会もあるが、そこでも10名をこえることはない。
- (会長) 上限を決め、かつ会場の都合を考える必要がある。
- (委員) 要綱の5条と、要領の2の(2)の規定が重複するという点については、どうするか。
- (会長) 2の(2)の文言を削除するということがよいのではないのか。
- (委員) しかし、2の(2)の文言を削除すると、会場の都合によりという言葉も消えてしまう。
- (委員) また、要綱で10人、要領で10名となっており、単位が違っている。
- (委員) 10人をこえるときとすると、11人のときの対応が変わってくる。希望者多数とすれば、10名より一人多い11名の希望者があった場合、1名が入れないという問題はなくなるのではないのか。10名にこだわる必要はないのではないのか。

- (課長) では、要綱5条の規定は、このままで残し、要領の(2)は削除し、(3)は(2)に繰り上がり、文言について「傍聴定員が10名を超え、希望者多数の場合は抽選により・・・」というものに変更する。さらに(4)は(3)に繰り上がるということにしたい。
- (委員) 要綱は10人としているのであるから、要領でまた10人と規定する必要はないのではないか。「傍聴定員をこえ、希望者多数の場合は・・・」とすればよいのではないか。
- (会長) では10名を削除し、「傍聴定員をこえ、希望者多数の場合は・・・」という規定にし、10人をこえて11人の方が希望された場合にも対応できるような文言にする。その他意見はあるか。
- (委員) 要綱9条について、会議録は発言者の発言内容ごとの要点記録とあるが、発言者の固有名詞は掲載されるのか。
- (課長) 委員という形で載せることになる。会長の発言についてのみ、会長という名称で掲載する。
- (会長) 他の委員の方々は、単に委員という名称で掲載されるということか。
他に何か意見はないか。
傍聴を許可しない者とは、何か持ち物検査をするということか。
- (課長) 一応例示をしているだけであり、持ち物検査をするということは考えていない。
- (会長) 修正部分はいくつかあったが、要綱は修正なしということで、10月6日という文言を入れ
施行し、要領については、傍聴の手続きに関する文言について、修正を入れてこれを制定する
ということによいか。
<異議なし>
- (会長) では、次に傍聴についておはかりしたい。本日の会議の傍聴を許可してよろしいか。
<異議なし>

<傍聴希望者なし>

(2) 平成19年度男女共同参画プランの進捗状況報告について

～事務局説明(萬治)～

向日市男女共同参画推進条例の第12条(年次報告)には、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等をとりまとめ、公表するものとする。」と規定していることから、向日市男女共同参画プランの進捗状況をとりまとめた報告書を、本審議会において審議いただき、後日、市広報及びホームページ等で公開する予定としている。

昨年度改訂した男女共同参画プランの計画期間は、平成19年度から平成22年度までの4ヵ年となっている。平成19年度はプラン改訂後の初めての年度となり、プランの進捗状況を把握するにあたっては、新たに作成した進捗状況シートに基づき、庁内各課へ照会を行ったところである。

「平成19年度向日市男女共同参画改訂プラン進捗状況管理表(案)」は、各課からの回答を取りまとめたものである。その中では、改訂プランの体系図を掲載し、各課から「実施した」との回答を得た項目を取りまとめている。表の「達成度」の項目は実施事業が施策内容を達成しているかについての評価を掲載している。達成度の基準は、「1」ができた、「2」が一部できなかった、「3」ができなかった、となっている。「男女共同参画の視点からの評価」の項目は、実施事業が男女共同参画の視点からどうかについての評価をのせている。

「向日市男女共同参画プラン実施状況報告書(案)」の資料においては、各課への進捗状況調査結

果の評価及び審議会等における女性委員の参画状況、また女性職員の管理監督者への登用状況、女性のための相談の件数について掲載している。

～質疑～

(会長) それでは、この問題について、質問・意見等をうかがいたい。

(委員) 平成19年度向日市男女共同参画改訂プラン進捗状況管理表の基本目標の部分について、達成度の項目が抜けている。

(事務局) 申し訳ない。作成の際に項目が抜けてしまっている。修正したい。

(会長) 達成度の評価はすんでいるということか。

(事務局) 達成度の評価を行っているが、編集の段階で抜けているという状態である。

(会長) 報告書の作成の際には、この項目を入れて編集を行っていただきたい。

(委員) 男女共同参画の視点からの評価は、どのように行ったのか。担当課が自己評価したのかそれとも市民参画課が評価を行ったのか。

(事務局) 照会を行った際に、担当課が評価を行ったものである。

(委員) 男女共同参画課の視点からの評価の記入がされていない部分があるが、これは、担当課が評価を行っていないということであるのか。

(事務局) そうである。提出があったあと、事務局でのフォローができていない状態である。

(委員) これをそのまま公表するのは、問題ではないか。

(会長) 「特に問題はない」との記入をしている課があるが、なぜこの評価になったのかについての理由の記入がされていない。この項目を設けて公表するのであれば問題がある。

(委員) 配架した場所もこれだけでは分からない。

(会長) 男女共同参画の視点からの評価は難しいかもしれないが、公表されるものであるので、きちんと評価をすべきである。施策項目に基づいた事業等が実施されているにもかかわらず、評価がなされていないものもある。

(委員) 実施できたと評価されているものの中身であるが、たとえばチラシを配架したというだけで実施できたと評価するのか基準が分かりにくい。全体のプランの実施状況についてであるが実施できた項目が85.3%と大変高かった。基準をきちんと設けて評価をすべきではないか。

(委員) 男女共同参画の視点からの評価というのは、人権の尊重・平等の意識等といった、形が見えない事項についての評価であることから、難しい。この程度であれば実施できたとする等、基準を提示をしていくことが大切である。

(委員) プランの進捗状況は、毎年作成することになっているが、これは大変な作業である。男女共同参画施策の取組みが毎年進んでいるという書き方ができないか。

(委員) 「平成19年度男女共同参画プランの実施状況報告書」には、実施できなかった施策の問題点と課題として記入がされている。これだけではなく、実施できた項目を入れるべきではないか。

(会長) 女と男のいきいきフォーラムの実施等、実施した項目を記載することにより、今年行っている事業について参加者増につながるのではないか。

(委員) 実施できたという成果を先にいれるべきである。その後には実施できなかった施策の問題点と課題を記載すべきではないか。

(会長) 実施できた施策は、全体の何パーセントと数字としてあげているが、具体的には何をしたか

を入れた方がよいのではないか。

(委員) どの課にいけば、どのような情報が得られるかについても分かるように入れた方がよい。

(委員) 実施できた施策について、強く訴えるべきである。この報告書ではその部分の訴えが弱い。また、プランの進捗状況管理表は、担当課において記入がなされたという文言を入れたうえで公表を行えば、各担当課の責任において記載を依頼することができるのではないか。

(委員) これは、各課から提出されたものを、そのまま記載しているのか。

(事務局) そうである。

(会長) 公開するのは、いつの時期を考えているのか。

(事務局) 12月末を考えている。

各課に修正を依頼する時間はないことから、事務局で修正したものについての確認を依頼するという方法をとりたい。

(委員) 施策の中にも、就労についての項目等、国が動かなければ実施が難しいものから、保育所の運営に関わる項目等、市が動けば実施できるものまであり、実施できるかできないかは、すべて同じではない。

男女共同参画についての認識も、事務局と担当課との間には隔たりがある。毎年進捗状況を報告するため、担当の事業について評価することにより、各課の認識も変わってくるかもしれない。その中で、実施できたものについては、報告書の中で大きく取り上げるべきである。

(会長) プランの進捗状況管理表については、事務局の方で読み手を意識した表現に直す等の修正をすべきである。報告書についても、実施できなかった項目について多く挙げているが、男女共同参画プランの存在意義にも関わることから、実施できた項目についても大きく取り上げるべきである。

(委員) 女性のための相談については、相談件数が少ない。ここでは、市民参画課で行っている相談についてのみ挙げているが、女性の悩みに関わる問題は、他の担当課でも実施しているはずであることから、連携をとって実施していくべきである。

(事務局) 秘書広報課で行っている、法律相談、困りごと相談においては、連携をとっているが、健康福祉部において行っている相談については、まだ連携がとれていない状況である。

(委員) 平成18年度は、女性のための相談の件数が少ないことから、広報の仕方を考えるということになったが、その結果平成19年度は、件数が増加したという記入をすべきではないか。また、平成20年度について相談カードを配布したことにより件数が増加した等を、参考として記載したほうがよいのではないか。

(事務局) 広報スペースを広くとったことにより相談事業を知り相談の申込をしたという方もあった。このことにより、市民の方々に知っていただける機会をもてたのではないかと考えている。

(会長) その内容についても報告書に入れた方がよい。

(委員) 子どもの虐待はDVと関係していることから、福祉の担当課と連携をとるべきである。また広報においても、その点の掲載を行うべきである。

(会長) 子どもの虐待の情報を得ることにより、DVの情報も得られるということか。

(委員) そうである。福祉の担当課には、専門の相談員がいるはずであるので、一緒に実施すべきである。

(委員) 女性のための相談のうち8件は緊急性が高いため、他市の相談機関を紹介したとあるが、これはどういった内容であるのか。

- (事務局) 女性のための相談へ電話連絡があった中で、緊急性が高いものについて、京都府婦人相談所や京都府男女共同参画センター、京都市の相談機関の電話番号を伝えている。
- (委員) 女性委員がいない審議会についての記載があるが、これについては、少しでも進んでいるのか。進んでいるのであれば、その旨の記載をすべきである。
- (会長) 最近、審議会等における女性委員の割合は下がり気味である旨の記載がある。
- (委員) これは、委員の推薦を受けた女性が、断っている状況があるのか。それとも、推薦自体がないのか。今後、女性委員が入る可能性がある審議会は何か。
- (事務局) 文化財保護審議会は、先生がいらっしゃるの、女性委員が入る可能性がある。
- (会長) 文化政策会議も一人も女性がないのは問題である。
- (事務局) 庁内のあて職となっているため、女性委員がないという状況である。
- (会長) 庁内の部長は、部長級は女性が少ないのか。
- (事務局) 部長級は2人という状況である。
- (会長) 管理監督者数の割合は、微増という状況である。役職が上であるほど女性の割合が少ない。
- (委員) 男女共同参画審議会は、どこに記載があるのか。
- (会長) 報告書にあげられていない審議会もあるのか。
- (事務局) 報告書に入っていない審議会もある。
- (委員) 当審議会は、女性委員の割合が多いというよい例としてあげるべきである。
- (会長) 男女共同参画審議会も含めすべて入っていないといけない。
- (委員) 女性委員の割合のみがパーセントで入っているが、分かりにくい。
- (会長) 定員も記載すべきではないか。
- (委員) 女性防火推進員は、女性のみで構成されていることから、除いたデータの記載をしているのか。また、男性防火推進員はあるのか。
- (事務局) 女性防火推進員は女性のみであるため、このような記載の仕方をしている。男性防火推進員はない。
- (委員) 消費生活改善推進委員は女性に限定したものではないが、現在は女性のみである。
- (委員) こういうところに男性が入ってもらうための努力が必要である。
- (委員) 公平委員とは何か。
- (事務局) 職員からの不服申し立てがあった場合の窓口であり、委員は3人である。現在は1人が女性である。
- (委員) 男女共同参画の視点から、審議会委員に女性がいらないのは問題であるということについて、担当課の方に周知しているのか。
- (事務局) 行っている。
- (委員) 次に女性委員が入りやすいと思われるのは、文化財関係と監査委員であろうか。
- (会長) 毎年報告にまとめることによって、関係者の意識が変わることにつながるのではないか。他に意見はないか。
- (委員) 資料2において、コメントがある項目とない項目とがあるが、それらに差がありすぎるように感じる。
- (会長) 平成20年度も半分以上過ぎた時点で、平成19年度の事業の進捗状況の公表を行うことになる。平成19年度での問題点を踏まえて、平成20年度の経過として現在までにこのような取組を行っているという内容の記載をすべきである。

他に意見はないか。

今回の審議会で意見が出た点を取り入れる形で、年内に報告書を公表していただきたい。
それでは、次回の日程について、調整をしたい。

<日程調整>

次回は、平成21年2月13日(金)午前に開催予定。

以上